

大泉町災害廃棄物処理計画

令和5年1月

目次

第1章 総則

第1節	計画策定の背景及び目的	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の対象	3
第4節	災害時における各主体の役割	17
第5節	処理目標期間の設定	18
第6節	災害廃棄物処理の基本方針	19
第7節	発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定	20
第8節	災害時における廃棄物対応の流れ	20
第9節	災害時に発生する廃棄物の処理の流れ	23

第2章 組織体制・情報共有

第1節	組織体制の確立	26
第2節	情報収集・連絡	28
第3節	関係主体との協力・連携	28
第4節	各種協定	29
第5節	受援体制の整備	31

第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

第1節	生活ごみ・避難所ごみの発生	34
第2節	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理	34

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第1節	し尿の発生	36
第2節	仮設トイレ等の設置	36
第3節	し尿等の収集運搬・処理	37

第6章 災害廃棄物の処理

第1節	被災者・災害ボランティアへの周知・広報	39
第2節	災害廃棄物の発生量の推計	39
第3節	片付けごみの回収戦略	41
第4節	仮置場	42

第5節	処理・処分	48
第6節	適正処理が困難な廃棄物等への対応	53
第7節	損壊家屋等の撤去等	53
第8節	処理業務の進捗管理	55
第7章 教育訓練		
第1節	職員への教育訓練	56
第2節	経験の継承	56
第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理		57
巻末資料		58

第1章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本町においても広い地域が強い揺れに襲われたり、浸水したりすることが予測されている。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害の可能性がある。

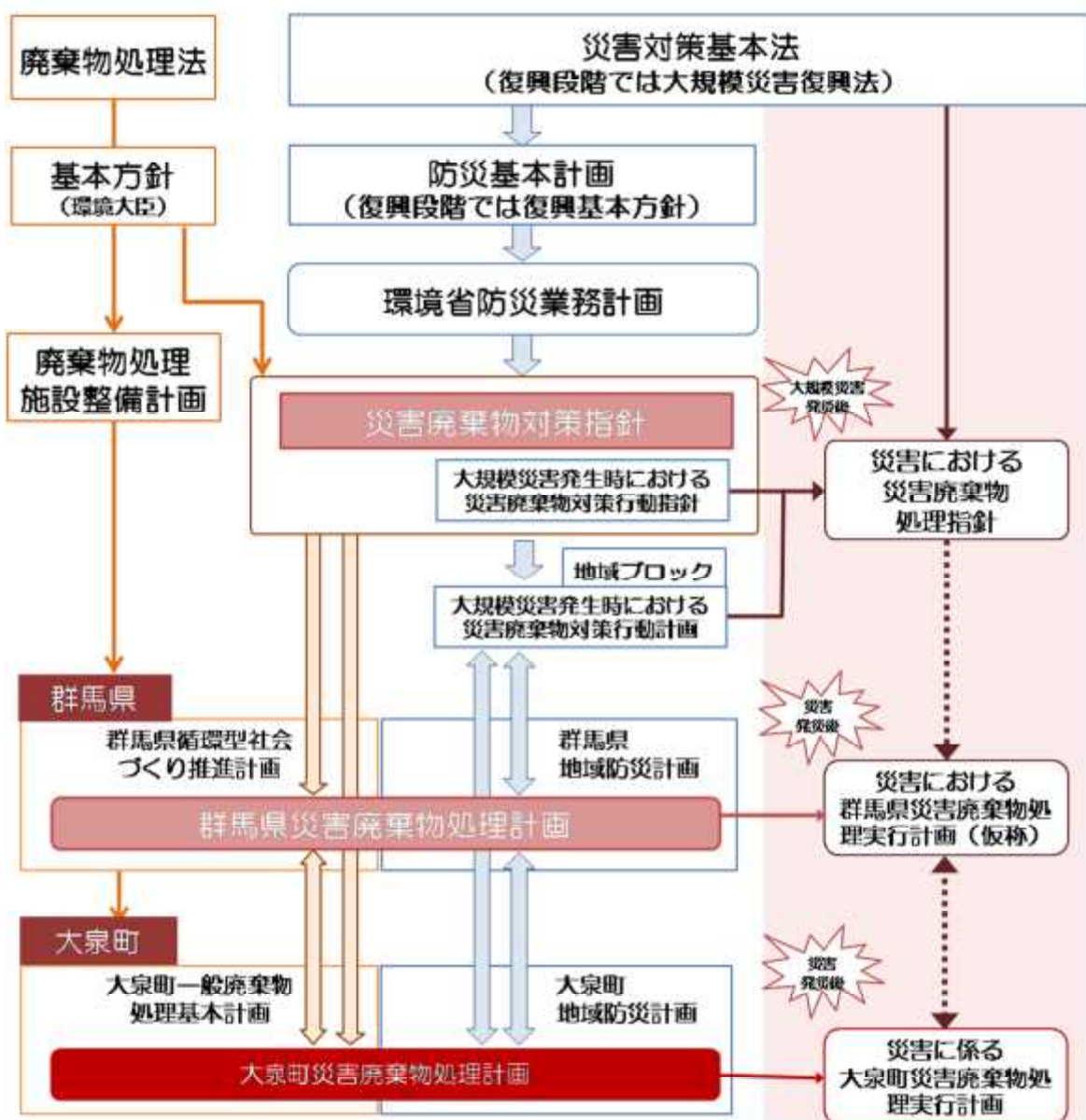
以上のことから本町では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「大泉町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

第2節 計画の位置付け

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改訂、環境省）に基づき、「群馬県災害廃棄物処理計画」（令和3年3月改訂、群馬県）、「大泉町地域防災計画」（令和4年3月改訂、大泉町）、「大泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成26年4月策定、大泉町）等の関連計画等と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

また、関係法令を含む本計画の位置付けは図表1-1のとおりである。

図表1-1 計画の位置付け



第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とする。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴い排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は図表1-2～図表1-5に示すとおりである。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

また、火山噴火に伴い発生する火山灰は、廃棄物処理法における廃棄物に該当しない。災害時において、宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般の町民では対応が困難な場合においては、国や県と協議して指示を得ながら町が処理を行うものとする。

図表1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類	概要	対象
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める廃棄物	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物（特定管理廃棄物等は除く。）	一部
し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
	通常家庭のし尿	
生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
	通常生活で排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
	損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
	損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
	その他、災害に起因する廃棄物	○
事業系ごみ	被災した事業場からの廃棄物	○
	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）	

図表 1 - 3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種別	写真及び特徴等	
し尿		
<p>発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。</p>		
生活ごみ		
<p>住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。</p>		
避難所ごみ		
<p>開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費等により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれる。</p>		







図表 1 - 4 (1) 災害廃棄物の種類

種別	写真及び特徴等	
可燃物/可燃系混合物		
木くず		
畳・布団		
	<p>被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。</p>	

図表 1 - 4 (2) 災害廃棄物の種類

種別	写真及び特徴等	
不燃物/不燃系混合物		
コンクリートがら等		
金属くず		
	<p>鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等も含まれる。</p>	

図表 1 - 4 (3) 災害廃棄物の種類

種別	写真及び特徴等	
廃家電等 (家電 4 品目や 小型家電等)		
腐敗性廃棄物		
有害廃棄物/ 危険物		
	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。	

図表 1 - 4 (4) 災害廃棄物の種類

名称	写真及び特徴等	
廃自動車等	 <p data-bbox="453 656 1385 741">自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。</p>	
その他、適正処理が困難な廃棄物		 <p data-bbox="453 1126 1385 1256">グランドピアノ等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボード、塩ビ管など。</p>

※上記は選別後の分類であり、災害時には混合状態で発生するが多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（平成28年3月、環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

図表 1 - 5 (1) 災害廃棄物の性状

種別	写真及び特徴等	
地震	<p style="text-align: center;">片付けごみ</p> 	<p style="text-align: center;">損壊家屋</p> 
	<p>○片付けごみや損壊した家屋の撤去に伴う廃棄物が主となる。</p> <p>○比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。</p> <p>○住民に対する広報や分別指導によって、排出する場所や種類をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。</p>	
水害	<p style="text-align: center;">水分を多く含む畳</p> 	<p style="text-align: center;">泥で汚れた家電類</p> 
	<p>○含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。</p> <p>○住民に対する広報や分別指導によって、排出する場所や種類をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。</p> <p>○水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。</p>	

図表 1 - 5 (2) 災害廃棄物の性状

種別	写真及び特徴等	
土砂 災害	<p style="text-align: center;">土砂に埋もれた家屋</p> 	<p style="text-align: center;">流出した樹木</p> 
	<p>○含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。</p> <p>○洪水によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。</p>	
竜巻	<p style="text-align: center;">混合廃棄物</p> 	<p style="text-align: center;">倒木樹木</p> 
	<p>○さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。</p> <p>○倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。</p>	

図表 1 - 5 (3) 災害廃棄物の性状

種別	写真及び特徴等
大雪	<p style="text-align: center;">農業用ハウス</p> 
	<p>○倒壊した農業用ハウス・果樹用ハウス等が排出される。 ○その他、積雪によって倒壊した建物からの廃棄物の発生が想定される。 (水分を多く含む可能性がある。)</p>
大規模火災	<p style="text-align: center;">泥状にまみれた水分の多い廃棄物</p> 
	<p>○焼け焦げた廃棄物が排出される。 ○泥状にまみれた水分の多い廃棄物が排出される。</p>

図表 1 - 5 (4) 災害廃棄物の性状

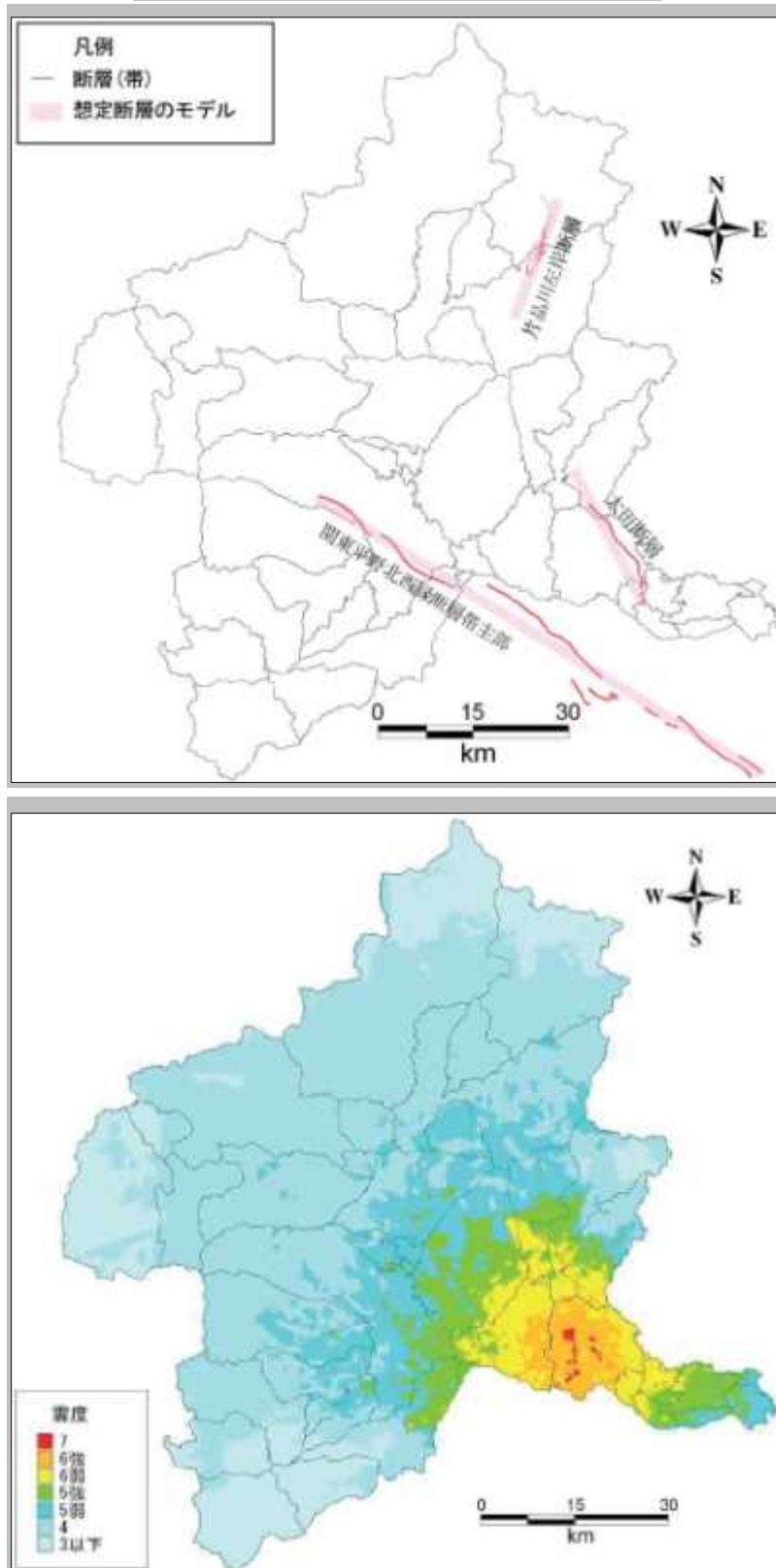
種別	写真及び特徴等	
火山	<p style="text-align: center;">腐食した自動車</p> 	<p style="text-align: center;">排出された家電</p> 
	<p>○火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出される。 ○灰にまみれた廃棄物等が排出される。 ○岩石等による破損したものが排出される。</p>	

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
 「震災伝承館」（東北地方整備局ホームページ）
 「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」（独）国立環境研究所
 「平成12年（2000年）三宅島噴火災害の記録」（平成20年2月、東京都三宅村）をもとに作成
 「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」（国立環境研究所）

3 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

本町に甚大な被害をもたらすと想定される「太田断層による地震」（震度分布図は図表 1 - 6 を参照）による震度 6 程度の地震に伴い発生する災害廃棄物の発生量を、被害想定（出典：「群馬県被害想定調査報告書」（平成 24 年 6 月、群馬県総務部危機管理課））に基づき推計した結果は、図表 1 - 7 に示すとおりである。太田断層による地震では最大で約 13 万 5 千トンにも上る災害廃棄物が発生すると推計される。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものである。なお、水害については、地震と比較して被害地域が限定的であることから、本計画では地震災害時の発生量を最大とみなして対応を検討している。

図表 1 - 6 想定断層及び震度分布図



出典：「群馬県地域防災計画」（令和3年3月、群馬県）

図表 1 - 7 災害廃棄物等の発生量

分類	区分・内訳	発生量
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン）※参考資料 2	柱角材	16,603
	可燃物	1,387
	不燃物	23,983
	コンクリートがら	68,631
	金属	1,619
	その他	3,231
	合計	115,454
片付けごみ（トン）※参考資料 3		20,374
避難所ごみ（トン/日）※参考資料 4	初動期	17
し尿（KL/日）※参考資料 5	初動期	46

※令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査における令和 2 年度実績を基礎数値として算出

■参考資料

1 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物

内訳	被害建物	被害棟数	1 棟平均床面積	割合	発生量
木造	全壊建物	429 棟	111m ²	0.6 トン/m ²	92,241 トン
	半壊建物	1,902 棟			
	火災消失建物	5 棟			
非木造	全壊建物	38 棟	186m ²	1.2 トン/m ²	23,213 トン
	半壊建物	132 棟			
	火災消失建物	0 棟			
合計					115,454 トン

2 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（内訳）

区分・内訳	木造		非木造		合計
	発生量	種別割合	発生量	種別割合	発生量
柱角材	16,603 トン	18%	0 トン	0%	16,603 トン
可燃物	923 トン	1%	464 トン	2%	1,387 トン
不燃物	23,983 トン	26%	0 トン	0%	23,983 トン
コンクリートがら	47,042 トン	51%	21,589 トン	93%	68,631 トン
金属	923 トン	1%	696 トン	3%	1,619 トン
その他	2,767 トン	3%	464 トン	2%	3,231 トン
合計	92,241 トン	—	23,213 トン	—	115,454 トン

3 片付けごみ

片付けごみの発生量＝115,454（損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物）×
15/85（片付けごみの割合）

※災害廃棄物を100%としたとき、損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物の割合は85%となり、残りの15%が片付けごみとなる。

発生量（推計）
20,374 トン

4 避難所ごみ

避難所ごみ発生量＝15,615（避難者数（人））×1,094（①（1人1日あたりの排出量（g）））

①（1人1日あたりの排出量（g））＝16,735,000,000（家庭系ごみ排出量（g））÷41,891（総人口）÷365日

発生量（推計）
17 トン/日

5 し尿

し尿収集必要量

= 26,547 (災害時におけるし尿収集必要人数) × 1.75 (1人1日平均排量)

= (25,078 (①仮設トイレ必要人数) + 1,469 (②非水洗化区域し尿収集人口)) × 1.75 (1人1日平均 排出量)

①仮設トイレ必要人数 = 15,615 (避難者数) + (39,549 (水洗化人口) - 15,615 (避難者数) × (39,549 (水洗化人口) ÷ 41,891 (総人口))) × 0.76 (上水道支障率) ÷ 2

②非水洗化区域し尿収集人口 = 2,342 (汲取人口) - 15,615 (避難者数) × (2,342 (汲取人口) ÷ 41,891 (総人口))

発生量 (推計)
46KL/日

出典：「群馬県被害想定調査報告書」(平成24年6月、群馬県)

出典：「令和3年度(令和2年度)固定資産の価格等の概要調書(家屋 都道府県別表)」(総務省)

出典：「新たな災害廃棄物推計式」(平成30年3月6日、第2回平成29年度災害廃棄物対策推進検討会 資料1-1(別添))

出典：「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」(平成29年7月、熊本県)

第4節 災害時における各主体の役割

1 町

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本町が主体となって処理を行う。

大泉町衛生センターでは、し尿及び浄化槽汚泥を適正かつ円滑・迅速に処理する。

また、群馬県から被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整等の支援を受けられるよう、情報提供等を行う。

さらに、災害により甚大な被害を受けて本町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などにおいては、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、本町に代わり、群馬県が直接、災害廃棄物の処理の一部の事務を担えるよう委託することができる。

2 太田市外三町広域清掃組合

太田市外三町広域清掃組合は、太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザで処理ができる災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理する。

また太田市外三町広域清掃組合は、災害廃棄物の分別、収集・運搬、中間処理に係る指揮や助言を行い、本町を含む構成市町と連携して災害廃棄物を処理する。

3 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。

また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

4 町民・災害ボランティア

本町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、町民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。

また災害ボランティアは、本町と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

第5節 処理目標期間の設定

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理をその他の災害廃棄物に優先して実施する。

発災後、廃棄物の処理に係る支障（一般廃棄物処理施設の被害、事業者等の被害、道路の寸断）を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開する。なお、被災状況等により、避難所閉鎖の時期が大きく異なることから、具体的な処理目標期間は定めない。

2 災害廃棄物

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理する。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場の空きスペースを確保するためにも早急に処理先へ搬出して処理する。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指す。

なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定する。

第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、図表1-8で示すとおり災害廃棄物処理の基本方針を定める。災害が発生した場合には、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえて速やかに処理方針を定め、具体的な取組を進めていく。

図表1-8 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	町民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。 本町は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県等と協力して広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し埋立処分量の削減を図る。
3 環境に配慮した処理	災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。 災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。 また、町民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、被害状況を踏まえて、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定し、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示す。

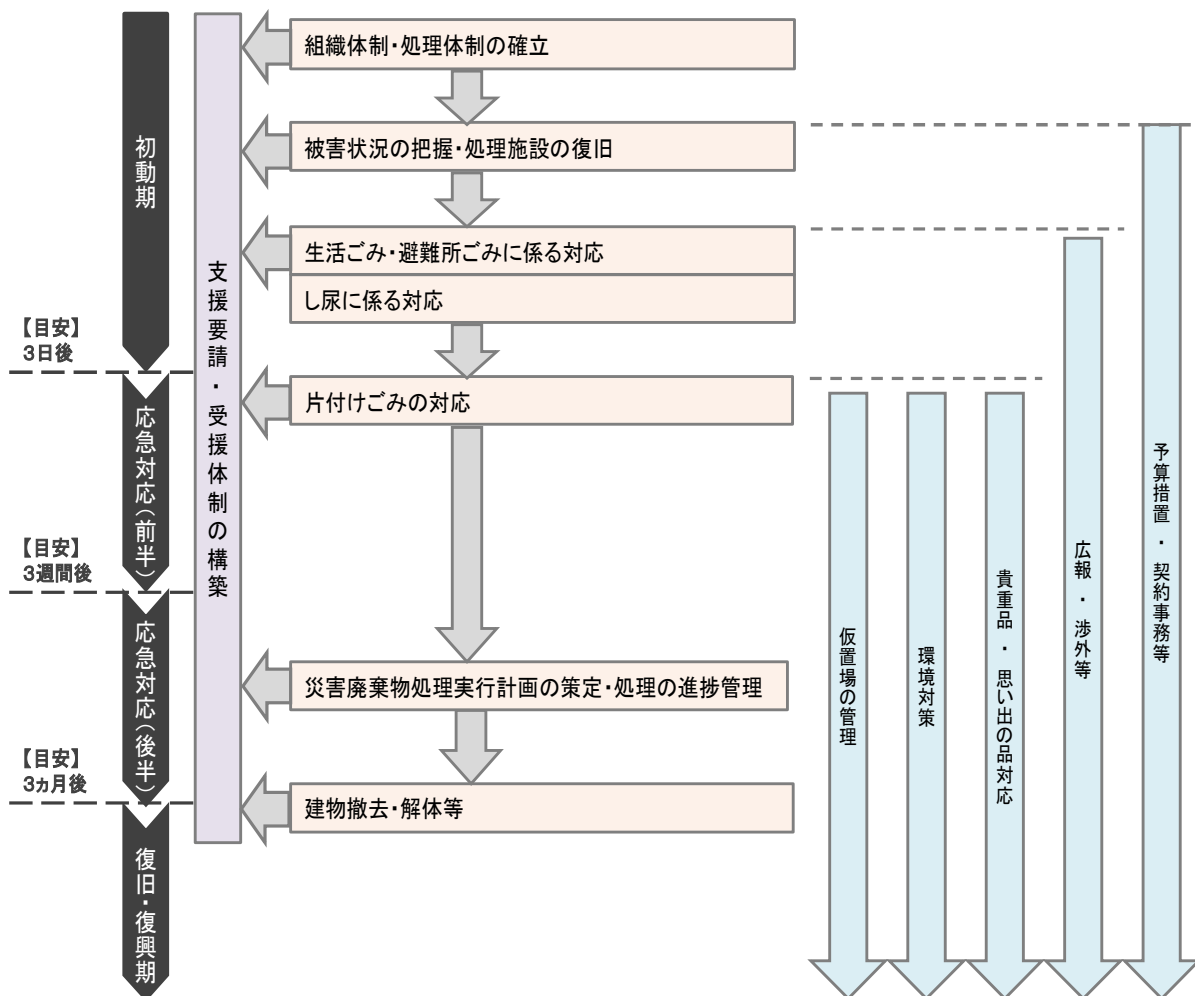
また、計画の内容については、処理の進捗等の状況に応じて見直し、改定していくものとする。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることができる。

第8節 災害時における廃棄物対応の流れ

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを図表1-9に示す。

図表1-9 災害時における廃棄物対応の流れ



1 災害発生時の主な業務

(1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が廃棄物処理組織体制及び処理体制を確立する。

また、廃棄物処理組織体制の確立に当たっては、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携する。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約している損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握する。

また、廃棄物処理施設の被災状況を確認し、廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼する。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。

また、使用済みの携帯トイレ・簡易トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合には、その設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行う。

(4) 片付けごみへの対応

町民が自宅を片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出する。

片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場等まで運搬する。

(5) 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には、本計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、災害廃棄物の処理の進捗管理を行う。

(6) 建物撤去・解体等

建設・土木部局や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行う。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進める。

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や県、民間事業者等へ支援を要請する。

廃棄物部局は大泉町災害時受援計画に基づき支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を分別して仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう選別や破碎等を行う。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等に対する必要な環境対策を行う。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品（現金や貴金属等）が出てきた場合には、警察に届け出る。

また、廃棄物の中から思い出の品が出てきた場合には、一定の期間、適切に保管し、持ち主に返却されるように周知啓発を行う。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、町民や事業者へ広報を行う。

また、支援を受け入れたり、処理を依頼するために、支援者や処理先との交渉を行う。

(12) 予算措置・契約事務

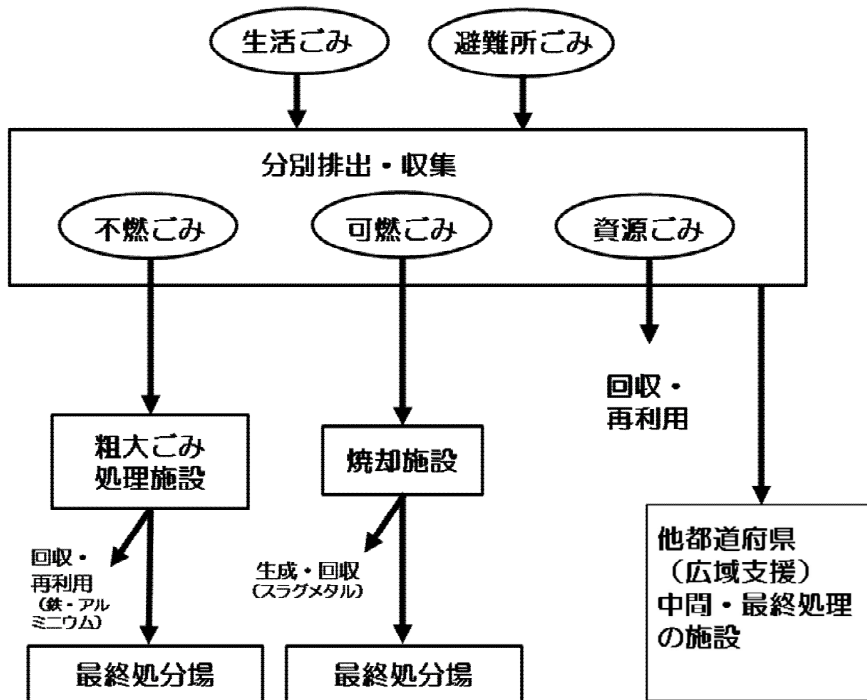
災害廃棄物処理のための事業費を確保する。また処理事業者との契約事務を行う。

第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみを平時と同様の区分で収集し、処理施設へ搬入して処理する。焼却施設や不燃ごみ処理施設等から生じる焼却残さや不燃残さ等を最終処分する。

図表1-10 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

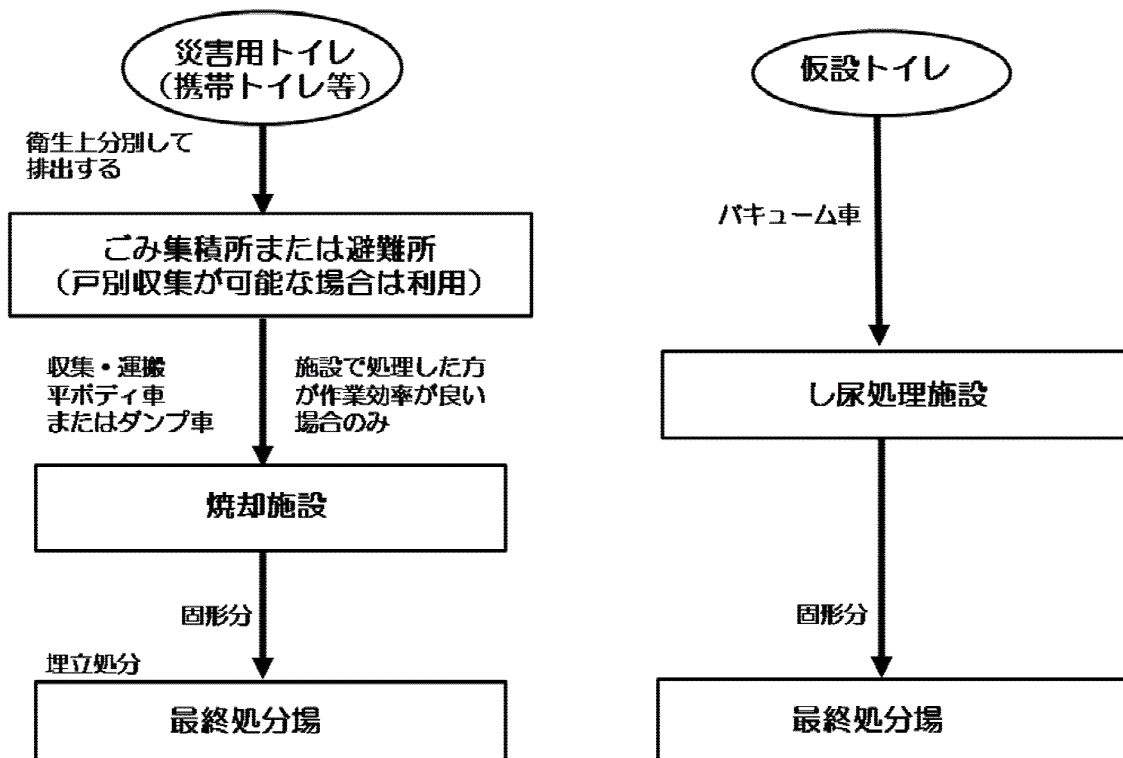


2 し尿処理の流れ

汲み取りし尿はし尿処理施設へ運搬して処理する。

また、携帯トイレ等は焼却施設へ搬入して焼却処理する。

図表 1 - 1 1 し尿処理の流れ



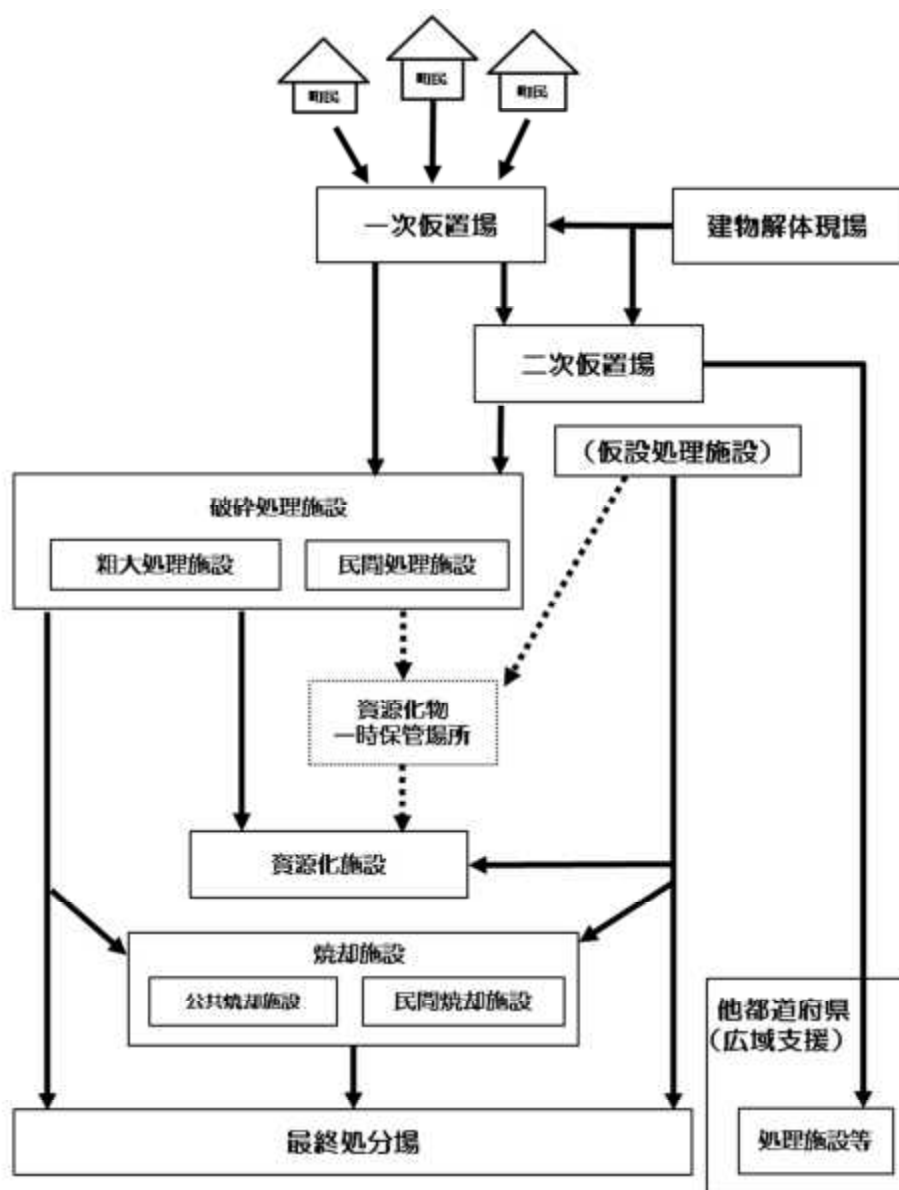
3 災害廃棄物の処理の流れ

町民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや損壊家屋の解体に伴い発生した解体がれきは、処理先への搬出までの間、一次仮置場で分別した上で一時的に保管する。

必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理する。

一次仮置場から搬入される廃棄物を破砕・選別し、資源化や焼却等を行う。再資源化できない廃棄物は最終処分する。

図表 1 - 1 2 災害廃棄物処理の流れ



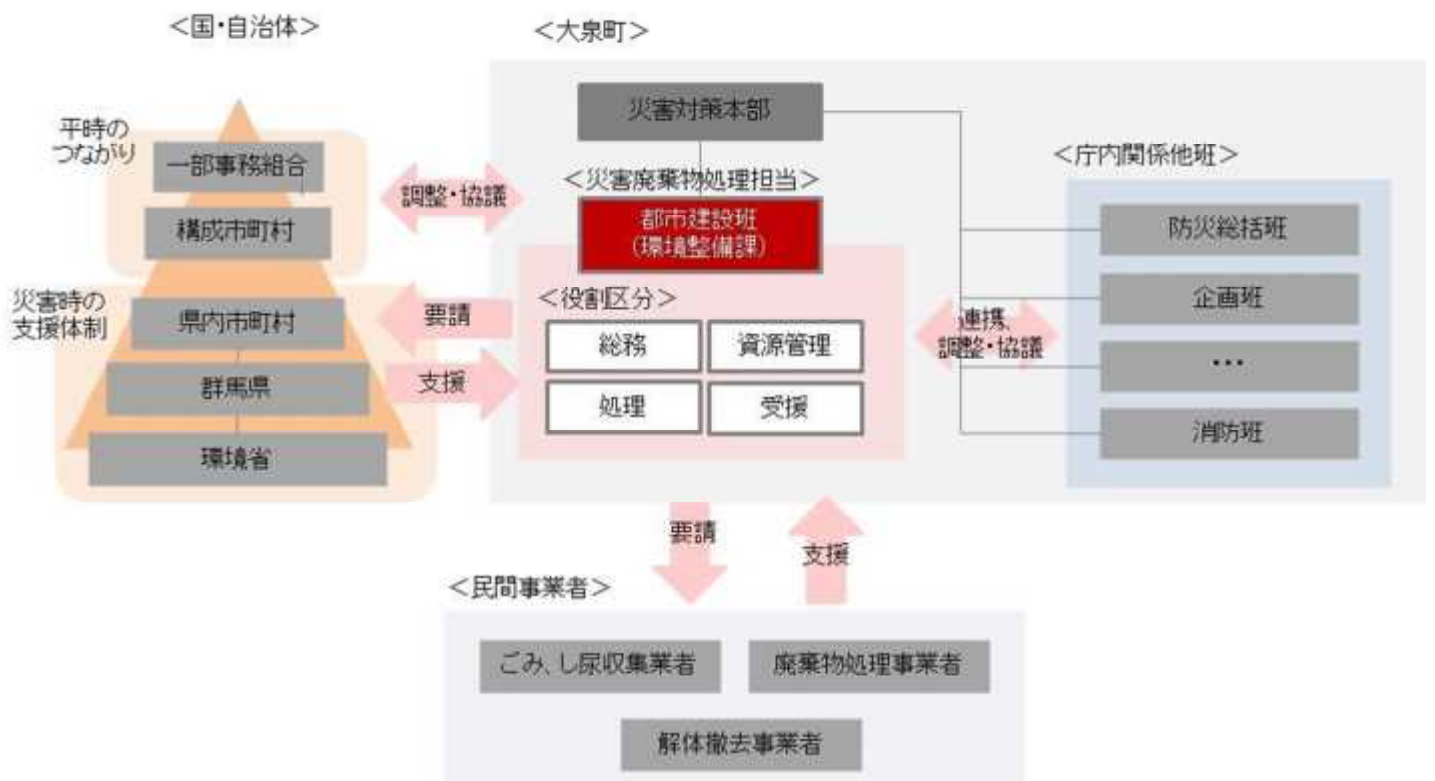
第2章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立

災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、図表2-1に示すとおり廃棄物部局が廃棄物処理のため必要な災害廃棄物処理組織体制を構築し、指揮系統を確立する。

また、廃棄物処理組織体制の確立に当たっては、廃棄物部局の職員以外に他部局の職員や廃棄物処理事務経験者等も選出し、地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係各部、一部事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応する。地域防災計画における関係各班の業務内容は図表2-2に示すとおり。

図表2-1 災害廃棄物処理の組織体制



図表 2 - 2 災害廃棄物処理に係る各班・担当の業務内容

区分	業務内容	関係班
総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定	防災総括班
	指揮命令、総括及び調整会議の運営	
	災害対策本部、各班・担当との連絡調整	
	災害廃棄物処理実行計画の策定	都市建設班
	災害廃棄物処理全般に関する進行管理	
財務	予算管理（要求、執行）	財務班
	業務の発注状況の管理	都市建設班
	国庫補助のための災害報告書の作成	
渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供	防災総括班
	民間事業者との連絡調整、協議、情報提供	
広報	町民や災害ボランティア等への広報	健康福祉班
	町民や災害ボランティア等からの問合せ、苦情対応	
仮置場	仮置場の確保・設置	都市建設班
	仮置場の管理・運営	
施設	処理施設の被害情報の把握	都市建設班
	処理施設の復旧	
	被災施設の代替処理施設の確保	
	必要資機材の確保・管理	
処理・処分	避難所ごみの収集運搬、処理	都市建設班
	し尿の収集運搬、処理	
	道路啓開に伴う廃棄物対応	
	公共施設の解体対応	施設所管課
	家屋撤去対応（窓口業務、撤去現場立会い等）	都市建設班
	災害廃棄物の収集・運搬、処理	
	最終処分に関する調整	
	復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理	
	処理困難物の処理	
	処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）	
環境・指導	民間事業者の指導	
不法投棄、不適正排出対策		
仮置場における環境モニタリング		
受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体等）、受援内容の記録	都市建設班
配置	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング	健康福祉班

第2節 情報収集・連絡

1 災害時

○国・県・事業者等に連絡し、災害廃棄物処理に必要な情報を収集する。

2 平時

○災害時に円滑な情報収集ができるよう連絡窓口一覧表を作成し、随時更新する。

○収集運搬業者等の関係者等との災害時の連絡方法を確認する。

第3節 関係主体との協力・連携

県や県内市町村・一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理する。

その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たる。

1 県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本町が単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県内市町村や県へ支援を要請し、連携して対応する。

一部事務組合は、ごみ処理に係る技術力や経験を活かし、災害廃棄物の処理を行う。

2 事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、本町の一般廃棄物処理施設で処理しきれないこと、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想定される。

また、産業廃棄物に類似した性状を有する災害廃棄物は、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行う。そのため県を通じて、群馬県環境資源創生協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施する。

3 社会福祉協議会との連携

被災家屋等からの片付けごみを搬出及び運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要である。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、災害ボランティアへの周知を図る。

4 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。

必要に応じて D.Waste-Net へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

第4節 各種協定

発災後は、県や本町が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進める。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行う。

1 災害時

○各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援要請に当たっては、支援の実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請する。

2 平時

○災害廃棄物処理に関する協定一覧表を作成し、随時更新する。
○過去の発災時の対応状況や全庁もしくは関係団体と定期的実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行う。
○不備な点は、各種協定を所管部署と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

図表 2-3 自治体間で締結している災害時支援協定

協定名	締結先	協定内容
災害応援協定	太田市	物資提供、資機材提供、人員派遣、施設提供
災害時における館林市邑楽郡隣接一市五町相互応援協定	館林市、板倉町、明和町、邑楽町、千代田町	緊急災害時の応急対策及び復旧・復興の応援
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	応援物資及び資機材の提供、応急及び復旧に必要な職員の派遣等

協定名	締結先	協定内容
災害時における相互応援協定	福島県鏡石町	応援物資及び資機材の供給、応急対策及び復旧に要する職員の派遣、避難所における避難住民の受入れ及び救援等
災害時における相互応援に関する協定(榛東村・上野村・下仁田町・長野原町・草津町・片品村・千代田町・大泉町)	群馬県町村会産業振興部会	災害時の応急対策及び復旧対策の相互応援
災害時における相互応援に関する協定	茨城県境町	食料、飲料水及び生活必需品並びに資機材提供、職員派遣及び車両等提供、被災者受入れ等
災害時における利根川兩岸1市2町相互応援に関する協定書	千代田町、埼玉県熊谷市	食料及び生活必需物資並びに資機材提供、職員派遣及び車両等提供、被災者受入れ等
群馬県災害廃棄物等処理に係る相互応援に関する協定	県及び県内全市町村、清掃関係一部事務組合	災害廃棄物の処理に必要な資機材の提供及びあつせん、必要な職員の派遣等

図表2-4 民間事業者団体と締結している災害時支援協定

協定名	締結先	協定内容
災害対策の協力に関する協定書	大泉町社会福祉協議会	災害時の施設の保全・管理、り災住民の救出・救護、避難所等への避難した住民の援護活動若しくはその準備等
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	(有) エムテク	災害時における避難所等へ仮設トイレ等のレンタル機材を優先的に供給

第5節 受援体制の整備

協定・相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、大泉町災害時受援計画に則り人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に整備する。

【受援体制整備の基本的な流れ】

- (1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理
 - 支援者への要望（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）を可能な限りとりまとめて応援要請管理票を作成する。支援団体から先遣隊が派遣される場合には、先遣隊と調整・協議して要望をとりまとめる。
- (2) 災害対策本部への報告
 - 上記（1）でとりまとめた結果を、災害対策本部に報告する。
- (3) 支援の要請
 - 災害時受援計画に基づく支援要請手順を基に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。支援要請の内容は、県や関東地方環境事務所とも共有する。
- (4) 受入れ体制の整備
 - 庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の方針を検討する。
 - 支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。
 - 支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。
- (5) 支援者との情報共有
 - 支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。

第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

1 災害時

- 一般廃棄物処理施設の運営・管理担当者は、一般廃棄物処理施設を安全に停止させ、被害状況及び操業再開時期等の情報を集約した上で災害対策本部に報告する。復旧工事が必要となる場合は、プラントメーカー等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、できるだけ早く再稼働する。
- 被災した施設の復旧に係る事業は、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務を行う。

2 平時

- 地震災害の被害想定に基づき、一般廃棄物処理施設の建物の耐震性は確保されているところであるが、設備の損壊防止対策についても実施し、災害時に処理施設全体としての機能が維持できるよう努める。
- 洪水ハザードマップ等に基づき、防水壁の設置や地盤の嵩上げを検討し、重要機器や受配電設備等は想定される浸水深以上に配置する等の浸水対策を行う。
- 一般廃棄物処理施設の管理担当者は、非常用発電設備の設置や補修等に必要な資機材、燃料、排ガス処理に使用する薬品、焼却炉の冷却水の備蓄を行い、災害時にも処理が継続できるよう努める。
- 一般廃棄物処理に係るBCP（事業継続計画）や、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルについては、適宜見直しを図りその実効性を確保するよう努める。

図表 3-1 一般廃棄物処理施設の状況

太田市外三町クリーンプラザ

日処理量	公称能力	対象廃棄物	処理方式
308トン	330トン	可燃ごみ	焼却方式（ストーカ方式）

出典：「太田市外三町広域一般廃棄物処理施設 施設整備基本計画」（平成27年12月、太田市外三町広域清掃組合）

太田市外三町リサイクルプラザ

日処理量	公称能力	対象廃棄物	処理方式
31トン	73トン	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ 可燃性粗大ごみ	破碎等圧縮方式

出典：太田市外三町広域清掃組合ホームページ及びパンフレット（太田市外三町広域清掃組合）

大泉町衛生センター

日処理量	公称能力	対象廃棄物	処理方式
80KL	80KL	し尿・浄化槽汚泥	湿式酸化処理 +標準脱窒素処理 +凝集分離 +高度処理

第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が多く含まれるため、優先して回収・処理する。

第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生

災害時の避難所では、非常食の容器等のごみが多く発生し、使用済み衣類や携帯トイレ、簡易トイレ等の平時とは異なるごみが発生する。

第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理

1 災害時

【避難所の開設状況の確認】

○災害廃棄物担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数や各避難所のごみ置場の設置場所を確認する。

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確立する。
- 平時の収集運搬委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県やD.Waste-Netへの広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【作業計画の検討】

○避難所ごみの発生量を推計する。推計した発生量、避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、作業計画を検討する。生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行う。作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定する。

【町民への周知及び広報】

- 収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について、防災総括班と協力し、町民へ周知及び広報を行う。
- 避難所ごみは、衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定する。
- 町民への周知・広報の方法は、避難所でのちらしの配布・貼紙、広報紙・

ホームページ、SNS、広報車、マスコミの利用、自治会へ周知する方法により行う。

【収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- 生活ごみ・避難所ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- 一般廃棄物処理施設が操業再開しておらず処理できない場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。
- 事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において一般廃棄物収集運搬業者に委託して焼却施設へ搬入するが、状況により本町が収集運搬を行う等柔軟な対応を検討する。
- 腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、本町による収集も検討する。

2 平時

- 避難所の数及び場所を把握しておく。
- 収集運搬車両の台数、委託先、関連協定等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておく。

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第1節 し尿の発生

災害時には、停電や断水、上下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ（汲み取り、マンホール等）の利用が想定される。トイレの種類によって収集運搬車両、処理方法が異なる。既存の処理施設が被災した場合、携帯トイレ等の処理やし尿の処理を近隣市町村へ依頼することになるため、避難者数などからし尿の発生量を推計する。

第2節 仮設トイレ等の設置

1 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- 災害廃棄物担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認する。

【携帯トイレ・簡易トイレの使用】

- 下水道の機能に支障が生じている場合で、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレを使用する場合は、携帯トイレ等の排出場所や保管方法を検討する。

【仮設トイレの設置】

- 避難所毎の避難者数に基づき、仮設トイレ（汲み取り）を設置・増設する。
- 避難者だけではなく、断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを利用することを考慮し、適正な数を設置する必要がある。

【仮設トイレの管理】

- 避難所運営に係る部局は、設置した仮設トイレ等を衛生的に管理するために、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品（手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー）の確保を行い、定期的な清掃等を実施する。

2 平時

- 災害用トイレの備蓄を進める。仮設トイレ（汲み取り）については、高齢

- 者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達する。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整しておく。
 - 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておく。

第3節 し尿等の収集運搬・処理

1 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立する。
- 携帯トイレ・簡易トイレは可能な範囲で平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時にし尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。なお、携帯トイレ・簡易トイレを人力で積み込めない場合は、クラム車（重量物つかみ取り用バケット付き車両）等の必要な重機を確保する。
- し尿はバキューム車により収集運搬する。
- 委託業者及び協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【作業計画の策定】

- し尿収集必要量を推計する。
- し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定制し、作業計画を検討する。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とする。

【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
 - バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
 - し尿処理施設が操業再開しておらず、下水処理施設が稼働している場合には、し尿をバキューム車からマンホールに直接投入又は下水処理施設へ搬入して下水処理するため、下水道部局と廃棄物部局で速やかに調整する。
- （国土交通省下水道部「下水道 BCP 策定マニュアル2017年版（地震・津波編）」を参照）

○し尿処理施設及び下水処理施設でも処理できない場合については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

【携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- 収集した携帯トイレ・簡易トイレは、必要に応じて試験焼却を行い、焼却施設で焼却処理する。
- 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

2 平時

- 避難所の数及び場所を把握しておく。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておく。

第6章 災害廃棄物の処理

第1節 被災者・災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼動状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。

また、町民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を深めることができるよう、平時より積極的に普及啓発を行う。

1 災害時

- 町民や災害ボランティア、事業者に対して効率的に情報伝達が行えるよう、関係他部局と協議の上、様々な媒体を活用して周知・広報を行う。
- 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る町民がいることも想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やちらし配布等も行う。

2 平時

- 災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為に当たること、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながる事等について、平時から町民・災害ボランティア・事業者へ啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。

第2節 災害廃棄物の発生量の推計

1 災害時

【災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握】

- 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を把握する。
- 県や専門機関から提供される情報を活用する。

【災害廃棄物の発生量の推計】

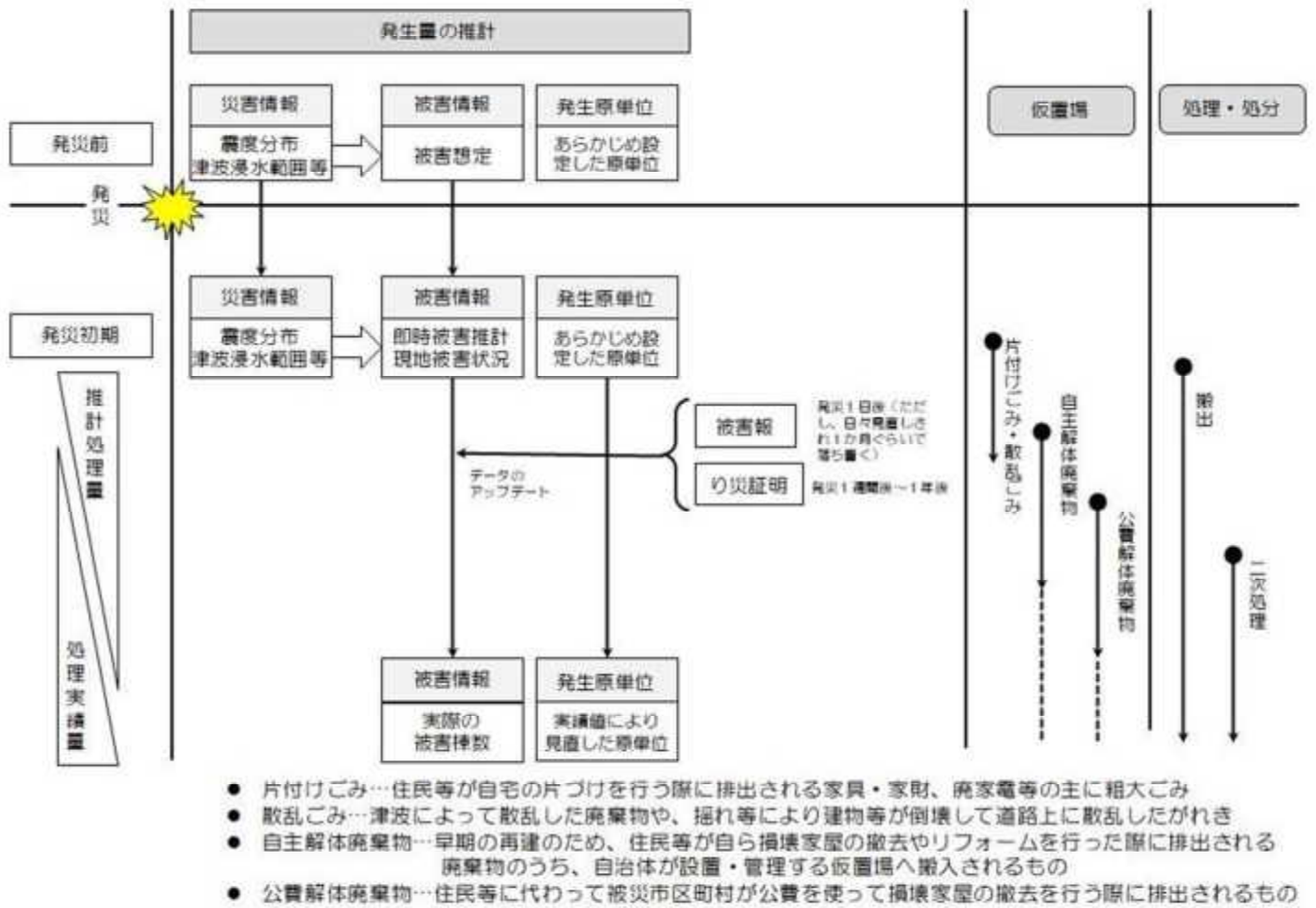
- 被害情報（建物の被害棟数）などを用いて発生量を推計する。

【災害廃棄物の発生量の見直し】

- 災害廃棄物の発生量は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めるうえでの基礎的な資料となり、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択、活用することが重要である。
- 図表6-1では発災前と発災後のフェーズで災害廃棄物の発生量を算定

する際に活用ができるデータを整理している。建物の被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わる。台貫（トラックスケール）での計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

図表6-1 災害フェーズに応じた災害廃棄物の発生量の推計



2 平時

○被害想定（太田市断層地震）に基づき災害廃棄物等の発生量を推計する。

第3節 片付けごみの回収戦略

1 災害時

【片付けごみの回収戦略】

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ町民にできるだけ搬入してもらい、発災直後から仮置場を設置する。原則片付けごみのステーション回収は行わない。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援や状況に応じて町による戸別回収を検討する。

【仮置場の設置】

- 「第4節 仮置場」を参照。

【収集運搬車両の確保】

- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者等が排出する片付けごみを回収するための車両を確保する。
- 仮置場が逼迫し、万一、身近な空地や道路脇等に片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所（いわゆる勝手仮置場）が発生した場合は、これを回収するための車両の確保を行う。勝手仮置場では片付けごみが混合状態になっていることを前提とすることが必要であり、回転式のパッカー車では回収が難しいため、プレス式のパッカー車や平ボディ車を準備する。
- 準備する車両は、大型車の方が運搬効率は良いが、小型車でないと通行できない道路もあるため、勝手仮置場の設置場所に応じた大きさの車両を確保する。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県、D.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【収集運搬ルートの決定】

- 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決定する。ルートの検討に当たっては、支援者を交えた調整を行う。

2 平時

【収集運搬車両の確保・連絡体制】

- 収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有する。

第4節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来さないよう、廃棄物の種類毎に分別仮置き・保管する。

1 災害時

【一次仮置場の選定】

- 平時に選定した仮置場の候補地の中から被害状況を踏まえて一次仮置場を選定する。選定に当たっては実際に使用できるか、現地確認を行う。
- 候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性があるため、関係他課に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議して確保する。
- 仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明して設置する。一次仮置場は、一定の期間（少なくとも数ヶ月間）設置されることも合わせて説明し、理解を得た上で設置する。

【一次仮置場の設置】

- 図表6-2に示す配置計画を検討する際のポイントに留意して一次仮置場を設置する。

図表6-2 一次仮置き場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

【出入口】

- ・出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、重機で出入口を塞いだり、警備員を配置する。
- ・損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない（省略できる）。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある。

【動線】

- ・搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし、場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。
- ・場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

【地盤対策】

- ・仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう必要最低限の鉄板を手当する。
- ・仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。

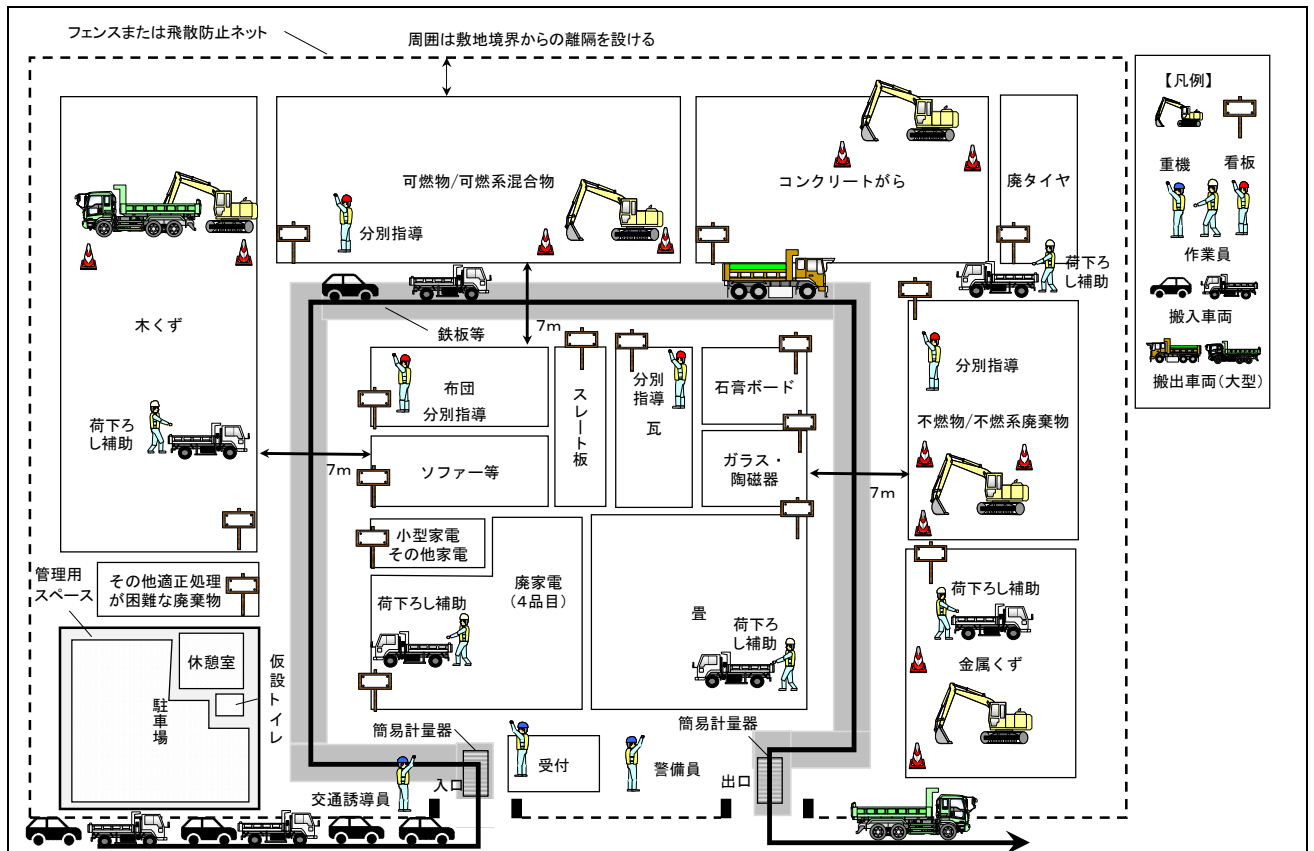
【災害廃棄物の配置】

- ・災害廃棄物は分別して保管する。
- ・災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。
- ・災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口から離れた場所へ配置する。
- ・搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ・スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、混合状態にならないよう離して仮置きする。また、シートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・万一、灯油等の可燃性の危険物が持ち込まれた場合には、燃えやすいものの近くには保管せず、管理がしやすい見えやすい場所に保管する。
- ・時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、仮置場のレイアウトを変更する。

【その他】

- ・市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。

図表6-3 一次仮置場の配置計画



※上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点をも想定したものである。
 場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用大型車両の通行も考慮し設定する。
 面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。
 可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。
 地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファー、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要であり、それは災害毎に必要なことに留意する。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針
 技術資料 技18-3）

【人員の確保】

- 仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して必要な人員を確保する。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本町の職員が対応に当たる。そのため少なくとも1名は本町の職員を配置する。

【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、町民や災害ボランティアに対して分別の必要性と分別方法を初動時に周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等で事前配布又は入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を作成し、設置する。
- 仮置場での受付時間は10～16時（12～13時は昼休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み（受入停止）を設定しないが、2週間後以降は、毎週水曜日を搬入停止日として仮置場の整理・整頓を行う。

図表 6 - 4 仮置場の管理方法

災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓
<ul style="list-style-type: none"> ・職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。 ・廃棄物を 5 m 程度まで積み上げる。 ・可燃系混合物は、必要に応じて粗破砕する。
作業員の安全管理
<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ・不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ・仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量管理
<ul style="list-style-type: none"> ・日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
飛散防止策
<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ・仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
火災防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ 5 m 以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200 m² 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2 m 以上とする。
<p>出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。

漏水対策
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の敷設やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。 ・排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。
臭気・衛生対策
<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ・定期的に殺虫剤等薬剤の散布を行う。
環境モニタリング
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。

【処理先への搬出】

○処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

【一次仮置場の原状復旧、返却】

○仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。

【二次仮置場の設置・運営・管理】

○災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合は、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置する。

○二次仮置場では高度な中間処理が必要となることから、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者へ業務委託する。

2 平時

○被害想定により推計した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場の必要面積を推計すると、必要な一次仮置場は太田断層地震の場合で約1ヘクタールとなる。

○必要面積を考慮し仮置場の候補地を選定しておく。

○選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておく。

第5節 処理・処分

災害廃棄物は、一部事務組合と協議・調整し、種類や性状に応じて破砕・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

1 災害時

【処理・処分】

- 一部事務組合と協議・調整し、選別・破砕や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託する。
- 混合廃棄物や廃棄物を含んだ土砂等は、必要に応じて仮設処理施設を設置して、選別・破砕等の中間処理を行った後、必要に応じて試験焼却等を行い、既存の処理施設で処理を行う。仮設処理施設及び二次仮置場設置に係る仕様作成・設計・積算を行い、処理業務を発注する。

【再生利用】

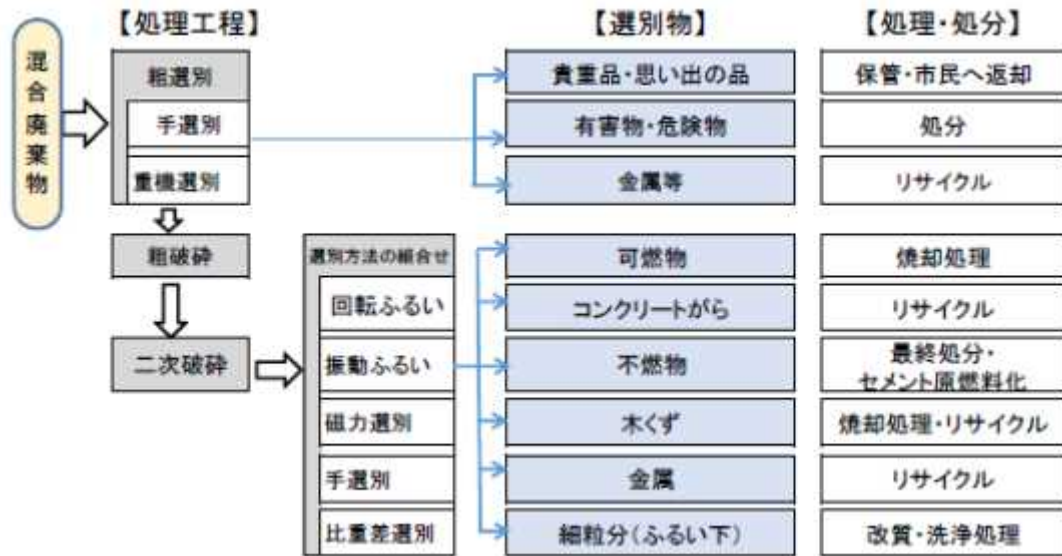
- セメント原燃料や建設土木資材、バイオマスボイラー用燃料等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理する。
なお、処理した資材が活用されるまで仮置きするための保管場所を仮置場内に確保する。

2 平時

【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物（選別後）の種類毎に処理方法を検討しておく。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託したり、県を通して県内又は県外での処理を要請する。

図表 6 - 5 混合廃棄物の処理 (例)



出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月、東北地方環境事務所）

図表 6-6 廃棄物（選別後）の種類ごとの処理方法の考え方

木くず
<ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理や焼却処理をする。 ・極力リサイクルに努める。 ・木くずを破砕すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができない。破砕しない状態での保管にはストックヤードの確保が必要である。 ・木くずは、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合がある。
コンクリートがら
<ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理を行う。 ・極力土木資材としてのリサイクルに努める。
ガラス・陶磁器くず
<ul style="list-style-type: none"> ・極力土木資材としてのリサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。
スレート板
<ul style="list-style-type: none"> ・石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石綿が飛散しないように保管する。リサイクルできないものは埋立処分する。
土砂混じりがれき
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。
金属くず
<ul style="list-style-type: none"> ・有価での売却を基本とするが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分する。
布団・カーペット類
<ul style="list-style-type: none"> ・切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破砕が難しく燃えにくいいため、乾燥等を行う必要がある。
プラスチック類
<ul style="list-style-type: none"> ・極力セメント原燃料等にリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理する。
不燃物
<ul style="list-style-type: none"> ・破砕選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残さは埋立処分する。
瓦
<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦は、高い透水性があり、砂利等へリサイクルできる。処分費用及び環境負荷を低減できることから、極力リサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。

腐敗性廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ・水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加する。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行う。
畳
<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原燃料等にリサイクルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発酵し火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出する。
食品
<ul style="list-style-type: none"> ・食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に焼却等の処理を行う。
廃家電製品
<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、家電リサイクル法に従い、引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。4品目以外の電気製品については、破砕して金属等のリサイクルに努める。 ・水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努める。
廃自動車等
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。 ・水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出するように努める。
廃船舶有害廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が専門の事業者へ依頼し、極力リサイクルに努める。 ・PCB廃棄物は、PCB特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行う。
危険物
<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、ガスボンベ類、油類は分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。
マットレス・ソファ類
<ul style="list-style-type: none"> ・切断後、金属の回収、焼却処理を行う。
石膏ボード
<ul style="list-style-type: none"> ・汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管して、石膏ボード原料とする。汚れ・水濡れ等のものは埋立処分する。
太陽光発電設備（家庭用）
<ul style="list-style-type: none"> ・感電に注意して取扱う。金属等のリサイクルに努める。

混合廃棄物

- 可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努める。

図表 6-7 災害廃棄物の処理フロー



第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。

第7節 損壊家屋等の撤去等

1 災害時

【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

○損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築部局を含めた体制を構築する。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者による業務委託とする。

【申請方法の広報、申請窓口の設置】

○損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であれば災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

【損壊家屋等の解体】

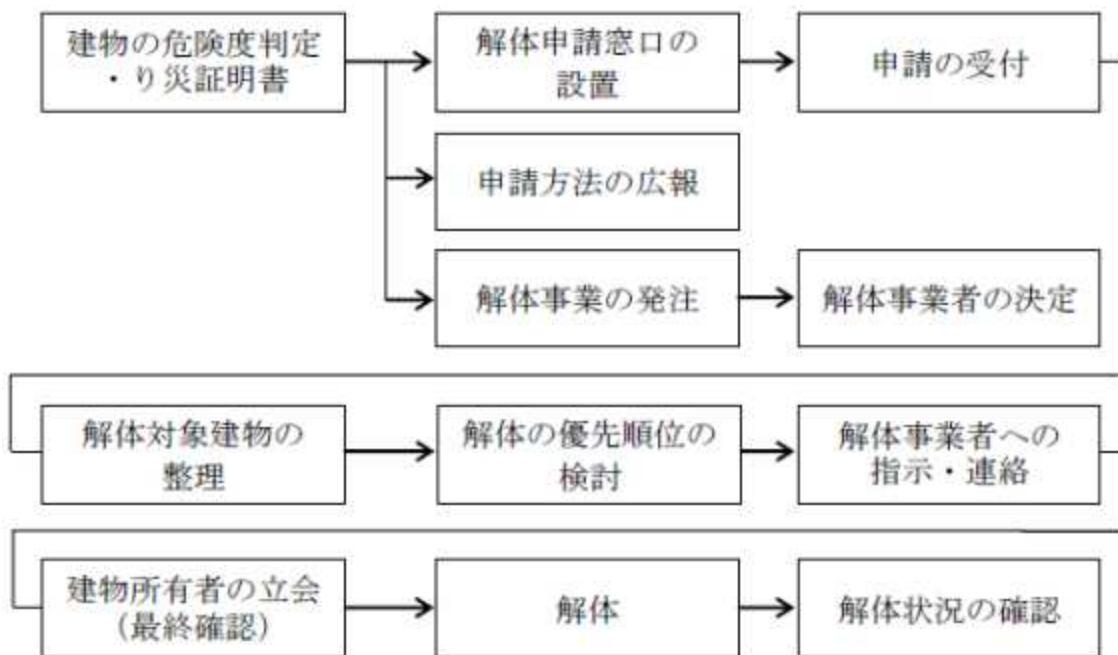
- 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。
- 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- 台帳等を利用して、石綿の使用情報や危険物の混入状況等について損壊家屋等の所有者等からの情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- 石綿については、大気汚染防止法、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」（平成29年9月、環境省）に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。
- 高圧ガスボンベ（LPガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発

電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

2 平時

- 財政部局や建設部局等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

図表 6 - 8 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合の手順例



第8節 処理業務の進捗管理

1 災害時

【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。
- 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

【処理の進捗管理】

- 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。また、処理の進捗状況を随時県に報告する。

【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行う。
- 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業者数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理する。
- 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

2 平時

- 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努める。

第7章 教育訓練

第1節 職員への教育訓練

本計画が災害時に有効に活用されるよう、記載内容を職員に周知する。

また、災害時に速やかに行動できるよう、教育・訓練を定期的に行ったり、国や県が実施する教育訓練に参加したりすることで、災害対応力の向上を図る。

第2節 経験の継承

災害における災害廃棄物処理の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、経験を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に活かす。

第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・町民の連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧・復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現する。

1 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

- 本計画を通じて庁内及び県、他市町村、事業者、町民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかける。
- 災害廃棄物処理に関連して BCP を策定し、災害時の行動の強化を図る。

2 情報共有と教育・訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげる。
- 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的実施する。

3 進捗管理と課題の抽出

- 教育・訓練の実施状況や仮置場候補地の現状を毎年確認するとともに、県等関係者との情報共有・コミュニケーションから課題の抽出を行い、評価・検討を通じて、対応力の向上を図る。
- 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行う。

4 災害廃棄物処理計画の見直し

- 本計画の実行性を高めるため、計画の見直しを随時検討し、必要に応じ改定を行う。

卷末資料

巻末資料 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

【設置】

・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼動範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

- ・受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



【処理】

- ・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



- ・移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



- ・運搬車両

(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

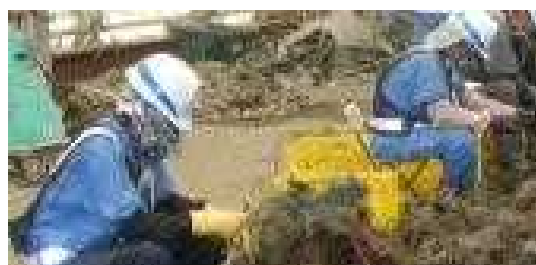
アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。



【作業員】

- ・保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク（国家検定合格品）や、安全対策（有害廃棄物、危険物対策、騒音対策）としてめがね、手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止）、耳栓（必要に応じて）を装着して作業を行う。



- ・休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要に応じて設置する。



- ・クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



- ・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



- ・防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



- ・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスウィーパー等により清掃する。



- ・発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



- ・消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



- ・殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

- ・放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- ・掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

大泉町災害廃棄物処理計画

発行 令和5年1月

編集 大泉町 都市建設部 環境整備課

〒370-0595

住所 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

TEL 0276-63-3111 FAX 0276-63-3921

E-mail kankyo@town.oizumi.gunma.jp
